

# 青色かながわ

発行所  
**一般社団法人神奈川青色申告会**  
 横浜市神奈川区西神奈川  
 1-9-3 グレース竹和武番館3階  
 TEL 045-577-0615  
 FAX 045-577-0618  
 URL: <https://kanagawa-aoiro.com/>

## 会員紹介運動実施中！ 入会をお考えの方をご紹介ください！

ご近所、お知り合いで最近開業した方、記帳・申告でお悩みの方  
 等がいらっしゃいましたら是非ご紹介くださいますようお願いいた  
 します。ご紹介者にはQUOカード1,000円プレゼント!!  
 (短期で退会される会員は除く)

困ったなあ・・・

こんど開業するんだけど？

家賃収入があるんだけど？

記帳？申告？  
 一体何をしたらいいの？

青色申告の  
 メリットって？

消費税の区分経理って  
 どう記帳すればいいの？

こんな悩みも

令和5年10月からの「インボイス制度」の  
 対応どうする？

電子帳簿保存法の改正事項…優良な電子帳簿って何？

お困りの時は…

私たちにお任せください！

全力でサポートします！

お気軽にご相談ください！

### 青色申告会は個人事業者の皆さまを幅広くサポートします！

- 記帳・決算サポート**
- 開業時はもちろん、毎日の帳簿のつけ方や正しい決算の仕方まで、全力でサポートいたします。
  - 源泉徴収や年末調整、パソコン会計もしっかりフォロー。
- 研修会・説明会**
- 複式簿記、税に関する研修会や説明会等を開催しています。
- 国の記帳指導**
- 国が納税者向けに実施をする記帳指導業務を受託しています。青色申告会の記帳指導実績と信頼の証明です。
- e-Tax送信サポート**
- 青色申告会は、e-Tax(国税電子申告・納税システム)を推進しています！

- 会員福利厚生**
- 小規模企業共済制度など、事業主や従業員のための、国の退職金制度を取り扱っています。
  - 割安な共済制度や各種保険のご案内をしています。
  - 旅行やレクリエーションを開催しています。
  - 労働保険事務代行、生活習慣病検診、各種優待サービス等。
- 税制改正運動**
- 国税や地方税制について、個人事業者の立場から要望しています。
- 融資制度の紹介**
- 日本政策金融公庫等、低金利でお得な融資制度を紹介いたします。
- 無料法律・税務相談**
- 複雑な税務相談、法律上の問題点について専門家による相談を受けられます。

# 神奈川県税務署からのお役立ち情報！(vol.37)

## 「インボイス制度」って ナニ？ (第4回)



先生、課税事業者と免税事業者の違いってナニ？



軽子ちゃん

課税事業者と免税事業者の違いは、次のとおりよ。

- その課税期間(暦年)の基準期間(前々年)の課税売上高が 1,000万円を超える事業者は消費税の納税義務者となり、消費税の申告及び納付を行う必要があります(「課税事業者」といいます。)
  - 基準期間の課税売上高が 1,000万円以下の事業者は、原則として消費税の納税義務が免除され、消費税の申告を行う必要はありません(「免税事業者」といいます。)
- 免税事業者でも、課税事業者となることを選択することもできるの。



税子先生

インボイス制度では、免税事業者からの仕入税額は、控除できなくなるんですか？



軽子ちゃん

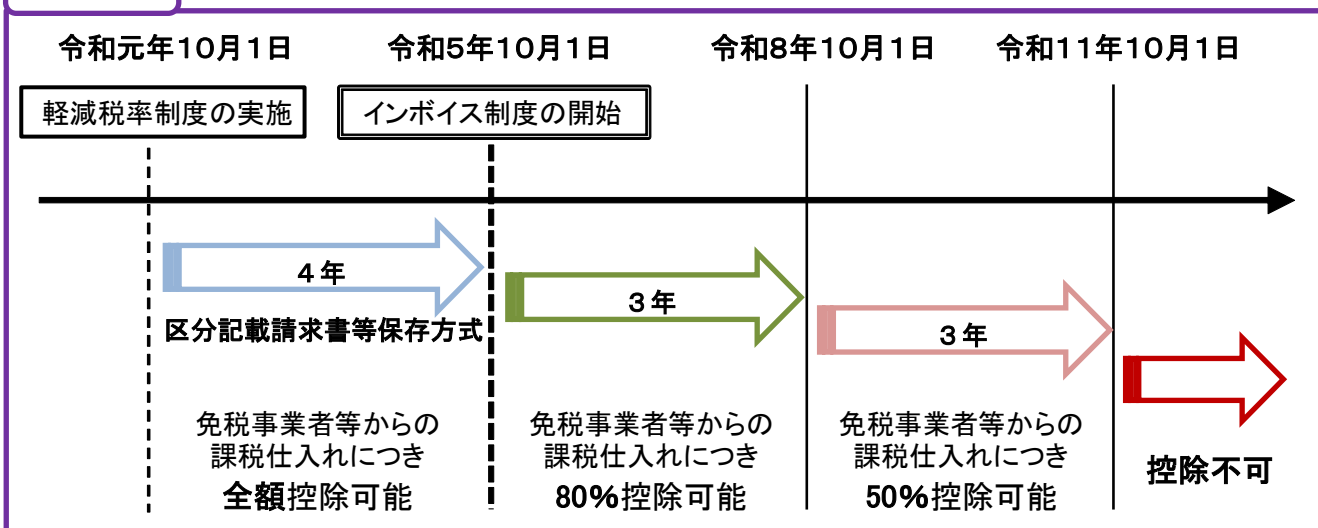
インボイス制度の開始後は、免税事業者や消費者など、適格請求書発行事業者以外の者から行った課税仕入れは、原則として仕入税額控除の適用を受けることができないの。

ただし、制度開始後6年間は、免税事業者等からの課税仕入れについても、仕入税額相当額の一定割合を仕入税額として控除できる経過措置が設けられているよ。



税子先生

### 経過措置



詳しくは

- インボイス制度に関する一般的なご相談は、専用ダイヤルで受け付けております。  
【専用ダイヤル】0120-205-553(無料)  
【受付時間】9:00~17:00(土日祝除く)

詳しくお知りになりたい方は、国税庁ホームページ (<https://www.nta.go.jp>) の「インボイス制度特設サイト」をご覧ください。

特設サイトへ



記帳確認「ご不明な点の」

「相談は年内お早め」

本年も早いもので残り4か月となりました。会員の皆様におかれましては帳簿の記帳は順調にお進みでしょうか。

未だ新型コロナウイルス感染症の収束が見えない状況を踏まえ、来年の令和3年分の確定申告指導会に向けて、少しでも三密を避けるために事前準備をお願いいたします。今のうちに問題点や「ご不明な点等」を解消しましょう。

つきましては9月から行っております記帳確認指導会を有効に利用していただき特に次のような方は、必要書類をご持参の上「ご相談」にお越しください。

- ・新たに開業された方や青色申告をはじめで行う方
- ・10万円以上の資産(車、機械、建物、工事など)を入れ替え又は新たに取得した方
- ・合計残高試算表が合わない方
- ・わからない取引がある方
- ・インボイス制度について分からない方
- ・電子帳簿保存制度の改正について確認したい方
- ・支援金・協力金等を受け、節税対策の相談を受けたい方 等

確定申告指導会では記帳指導は行いませんので記帳をはじめ「ご不明な点」は年内に解消しましょう！



●新型コロナウイルス感染症による協力金、支援金等の収入があった方は記帳漏れにご注意を！

新型コロナウイルス感染拡大防止による休業又は夜間営業時間の短縮や外出自粛の影響を受けた個人事業主を対象とした「新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金」「一時支援金」「月次支援金」等の収入は「雑収入」となり、所得税の課税対象となります。(資産の譲渡の対価ではないため、消費税は課税されません。)

※協力金等の収入があった場合、そのまま所得に上乘せられるため、所得税、住民税、国民健康保険料等の負担が大幅に増額する可能性があります。今のうちから節税対策を強くお勧めします。

制度の特長

1 経営者のための退職金制度

小規模企業の個人事業主(共同経営者を含む)または会社等の役員の方が廃業や退職後の生活資金、事業再建資金をあらかじめ準備しておく共済制度です。

2 掛金は全額所得控除

掛金は、全額が「小規模企業共済等掛金控除」として、課税対象所得から控除できます。

3 受取時も税制メリット

共済金の受取は、一括の場合は「退職所得扱い」、分割の場合は「公的年金等の雑所得扱い」です。

他にもこんな特徴があります。

契約者貸付けの利用が可能

契約者(一定の資格者)の方は、緊急時や災害時などに事業資金等の貸付けが受けられます。

共済金の受給権は差押禁止

共済金・解約手当金の受給権は、国税等滞納の差押え以外は差押禁止債権として保護されます。

共済相談室 TEL. 050-5541-7171 【受付時間】平日 9:00~17:00

チャットボットなら24時間・365日お問い合わせにお答えします

加入資格・手続きについてのご質問をチャットでご回答いたします。詳しくは右記のQRコード又はホームページからご確認ください。

加入・掛金のご質問はこちらをクリック 24時間いつでもチャットで質問可能です



小規模共済 検索

小規模企業共済

Be a Great Small. 中小機構

税理士・弁護士による

# 無料税務・法律相談会

(毎月第1火曜日)

## 日程

●税務相談 10月5日(火) (定員となりました)

11月2日(火)

12月7日(火)

●法律相談 10月5日(火)

12月7日(火)

●会場 事務局

●相談受付時間 13時～15時

●予約電話番号 045-577-0615

※相談時間は、お一人様30分の予約制となっております。事前にお電話いただきますようお願いいたします。

## 港北出張所開設日(月曜日開設)

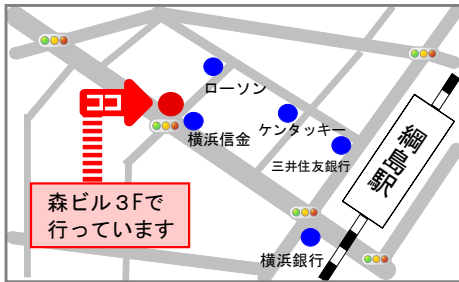
●開設日 ※10・11月は予約不要です。

10月 4日(月)・11日(月)・18日(月)  
25日(月)

11月 1日(月)・8日(月)・15日(月)  
22日(月)・29日(月)

●相談受付時間 10時～11時・13時～14時

●電話番号 070-5593-2028  
(開設日以外はつながりません)



中小法人・個人事業者のための

# 月次支援金

緊急事態措置・まん延防止等重点措置の影響緩和

申請期間

7月分：2021年 8月 1日～ 9月30日

8月分：2021年 9月 1日～10月31日

9月分：2021年10月 1日～11月30日

申請する前に必要な「登録確認機関での事前確認」が受けられるのは申請期限の数日前までとなります。下記の期限までに受付を行ってください。

7月分：2021年9月27日 8月分：2021年10月26日 9月分：2021年11月25日

給付額

2019年または2020年の基準月※1の売上

2021年の対象月※2の売上

上限10万円/月

※1 2019年または2020年における対象月と同じ月。

※2 緊急事態措置またはまん延防止等重点措置(以下「対象措置」という)が実施された月のうち、対象措置の影響を受けて、2019年または2020年の同月比で、売上が50%以上減少した2021年の月。

給付対象

下記①と②を満たすこと。

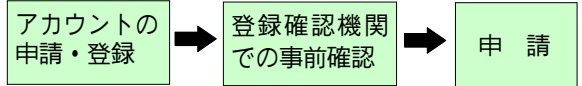
①緊急事態措置又はまん延防止等重点措置に伴う飲食店の休業・時短営業又は外出自粛等の影響を受けている。※3

※3 2021年4月以降に実施される対象措置に伴う要請を受けて、休業または時短営業を実施している飲食店と直接・間接の取引があること。または、これらの地域における不要不急の外出・移動の自粛による直接的な影響を受けている事業者が対象です。

②緊急事態措置又はまん延防止等重点措置が実施された月のうち対象措置の影響を受けて月間売上が2019年または2020年の同じ月と比べて50%以上減少している。

申請方法

◆手順の流れ



必要書類を添えて対象月ごとに申請します。なお2回目以降の申請から事前確認が不要となります。

当会は月次支援金の登録確認機関となっています。当会の会員さま限定で事前確認をいたします。予約制となりますので事前にお電話いただきますようよろしくお願いいたします。  
●予約電話番号 045-577-0615

## 中小企業等支援給付金

(酒類販売事業者等以外の事業者)

月次支援金の県独自の上乗せ給付

給付対象期間

令和3年4月～6月

令和3年7月～9月

給付額

個人事業者 25,000円/月(定額)

申請受付期間

●令和3年4月～6月分(当日消印有効、締切厳守)

〈電子申請〉 令和3年7月21日(水)～10月31日(日)

〈郵送による申請〉 令和3年7月1日(水)～10月31日(日)

●令和3年7月～9月分(当日消印有効、締切厳守)

〈電子申請〉 令和3年9月下旬(予定)～令和4年1月31日(日)

〈郵送による申請〉 令和3年9月1日(水)～令和4年1月31日(日)

申請受付期間を超えた場合は受付できませんので、あらかじめご承知おきください。

お問い合わせ先：支援給付金コールセンター  
TEL 045-900-5907 受付時間9：00～17：00(月～金)

8月 26日 24日 19日 12日 4日 3日 20日 19日 13日 9日 6日  
7月 1日 12日



- 源泉指導会
- 無料税務相談会
- 県連事務局長会議(web)
- 県連理事会(web)
- 全青色新任理事意見交換会(web)
- 八者会定例会
- 無料税務・法律相談会
- 理事会・青色全体役員会
- 事務局夏季休暇
- 県連受託事業説明会(web)
- 職員研修会
- 県連ウェブサイトミーティング(web)

